



学校教育目標：『豊かな心と学ぶ意欲をもち、広い世界でたくましく生きる生徒』

尊い命 ～自転車事故の責任・賠償～

校長 遠 藤 淳 一

保護者の皆様、明日より夏休みに入ります。約 1 ヶ月学校生活を離れますが、夏休み中も規則正しい生活習慣（食生活も含む）のご指導をお願いします。また、様々なトラブル巻き込まれなくするためにも、**お子様の行動や友人関係の把握、スマートフォンの管理、更に、命の危険に関わる交通事故に遭わないよう**ご指導をお願いします。

特に、自転車事故については、お子様へのご指導をお願いします。

次は令和 6 年 5 月までの自転車事故のデータです（最も多い数値を載せました）

- ・発生時間帯 8：00～10：00 18.5%
(16：00～18：00 も 17.8% と多いです)
- ・発生曜日 平日 17.0% (休日は 7%)
- ・年齢 10 歳～19 歳 30.4%

原因として多いのは「ながらスマホ」「2 列並走」「信号無視」です。

今年から自転車への罰則（取り締まり）も強化されているのはご存じかと思います。自覚しなければならないのは、以前からそうですが、**自動車と同じ「車両」として扱われる**ことです。したがって「ながらスマホ」「並走」「信号無視」も当然ですが、「道路の逆走（右側走行）」「2 人乗り」「無灯火」「傘差し運転」も厳しく罰せられます。

何より一番心配なのは「命」です。**尊い命を事故で失う(失わせる)ことがあってはいけません。**さらに、加害者となった場合は、その補償（賠償）は大変なものとなります。過去には数千万円～1 億円近い賠償金の支払いを命じた判例もあります。

賠償額	事故の概要
9 5 2 1 万円	男子小学生（11 歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62 歳）と正面衝突した。女性は頭蓋骨の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

この後の双方（加害者・被害者）の人生が大きく変わってしまいます。

また、このケースは加害者が責任能力を有してないとされ、**賠償は保護者が負う**ことになりました。被害者に対する賠償責任は、加害者が未成年であっても免れることはできません。しかし、未成年者の場合、責任能力や資力の面で賠償責任を負うことが難しい場合があり、その場合はその保護者が責任を負うことになるのです。さらに、これらの自転車事故等が、運転中にスマートフォンを操作していた場合、更なる高額な賠償を負うことがあります。民事だけでなく、刑事においても重い刑が科せられる可能性もあります。

学校でも指導しますが、ご家庭でもお願いします。自分と相手の命や人生を守るためにも十分に注意してください。また、**自転車乗用時のヘルメット着用と交通ルール遵守**のご指導をお願いします。併せて、自転車保険の加入の確認（まだの方は必ず入ってください）をお願いします。

生徒の皆さん、まずは自分自身が法律等を守って生活してください。それが、自分だけでなく周囲（相手）を守ることに繋がります。そして、事件・事故に遭うことなく、2 学期の始業式には全員そろって元気に登校してください。